

# 上田市本庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業者選定に係る 公募型プロポーザル（書類選考型）実施要領

## 1 概要

### （1）件名

上田市本庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業者選定

### （2）目的

上田市（以下「市」という。）では、現在ある売店を令和8年3月31日で閉店することから、施設利用者の利便性を維持するため、飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する。

### （3）業務内容

上田市本庁舎及び南庁舎内に自動販売機を設置する。

自動販売機の内訳及び最低貸付料は、以下のとおりとする。

物件	新設・既設区分	設置箇所	面積	販売品目	最低貸付料 (3年間総額)
1	①新設 ②既設 1台	①本庁舎1階売店内1台 ②本庁舎3階自販機コーナー1台（右側）	・自動販売機 1.76 m <sup>2</sup> × 2箇所 合計 3.52 m <sup>2</sup> ・①物販提案可能 ・②物販提案不可	・清涼飲料 (缶・ペットボトル) ・軽食類	78,294 円
2	①新設 ②既設 1台 ③新設	①南庁舎1階エレベーター前1台 ②本庁舎3階自販機コーナー1台（左側） ③本庁舎1階売店内1台	・自動販売機 1.76 m <sup>2</sup> × 3箇所 合計 5.28 m <sup>2</sup> ・①物販提案可能 ・②物販提案不可 ・③物販提案不可	・清涼飲料 (缶・ペットボトル) ・軽食類	86,466 円

※設置場所の詳細は別紙図面のとおり。

※面積には、転倒防止器具、放熱余地、回収ボックス（自動販売機1台につき2台）設置部分を含みます。

※販売商品の種類は、上記記載の販売品目欄に記載のとおりとします。酒類、タバコの販売はできません。

※販売価格は、標準販売価格（定価）以下としてください。

※最低貸付料は、3年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。

※本庁舎1階売店内は、お昼の時間帯に弁当類の販売を行う予定です。

【参考】売上実績（2024年9月～2025年8月）

設置箇所	売上金額	売上本数	備 考
本庁舎1階（南側）	1,774,130円	11,008本	プロポーザル対象外
本庁舎3階自販機コーナー	1,151,870円	7,458本	プロポーザル対象
本庁舎3階自販機コーナー	1,366,550円	8,428本	プロポーザル対象

#### (4) 設置期間

物件	設置個所	設置期間
1	①本庁舎 1 階売店内 ②本庁舎 3 階自販機コーナー（右側）	①令和 8 年 5 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 ②令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
2	①南庁舎 1 階エレベーター前 ②本庁舎 3 階自販機コーナー（左側） ③本庁舎 1 階売店内	①令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 ②令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 ③令和 8 年 5 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

※設置の開始時期については、協議により、前後する可能性があります。

#### (5) 設置方法

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び上田市財務規則（平成 18 年 3 月 6 日規則第 45 号）第 194 条の規定に基づく行政財産の貸付として、市と設置者の間で賃貸借契約を締結する。

### 2 実施形式

公募型プロポーザル（書類選考型）

※企画提案に関するプレゼンテーションは行わない。

### 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許可又は許可を要する場合は、当該許可又は許可を受けていること。
- (5) 自動販売機の設置義務（自らが管理、運営するものに限る）について、過去 2 か年の間に国（公的機関を含む。）又は地方公共団体等と契約実績を有し、かつ、誠実に履行したもの。
- (6) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 4 応募方法及び参加資格の審査

プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

#### (1) 参加申込書受付期間

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 2 月 6 日（金）17 時まで

※郵送による提出の場合、令和 8 年 2 月 6 日（金）の消印有効

## (2) 提出方法

持参又は郵送による

## (3) 提出書類

NO.	提出書類	法人	個人	摘要
1	参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	法人登記簿（発行後3ヶ月以内のもの）	<input type="radio"/>	—	履歴事項全部証明書
4	住民票記載事項証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	—	<input type="radio"/>	
5	国税、県税及び市町村税（該当のみ）の未納がないことの証明書（複写可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	事業概要 (法人)会社概要、直近の財務諸表の写し (個人)創業日、事業内容、実績等が分かるもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※1、2は市のホームページよりダウンロードして使用すること。

※市が必要と認める場合は、上記以外にも追加資料の提出を求めることがあります。

## (4) 参加資格結果通知

令和8年2月13日（金）までに電子メールにより通知する。

## 5 質疑応答

質問方法及び回答については、次のとおりとする。なお、質問及び質問に対する回答は本実施要領の追補とみなす。

### (1) 提出期限

令和8年1月23日（金）から令和8年1月30日（金）12時まで

### (2) 質問方法

市ホームページよりダウンロードした「質問書」を「13 担当部署」へ電子メールで送信すること。（メール送信後、市に確認の電話をいれること。）

### (3) 回答期限

令和8年2月3日（火）17時まで

### (4) 回答方法

回答を市ホームページに掲載する。

## 6 企画提案書等の作成及び提出

参加審査結果により指名を受けた事業者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出しなければならない。

### (1) 提出期限等

① 提出期限 令和8年2月16日（月）から令和8年2月25日（水）17時まで

※郵送による提出の場合、令和8年2月25日（水）の消印有効

② 提出方法 持参又は郵送による

## (2) 提出書類（企画提案書等）

A4 サイズ両面印刷 10 ページ以内（表紙、目次、貸付料提案書、自動販売機カタログ含まず）に 7 (3) の表の審査項目及び評価内容について記載し作成する。

また、設置する自動販売機のカタログ（設置場所毎に）も提出すること。

【提出部数】原本 1 部 写し 5 部（クリップ等により綴じること）

## 7 審査方法及び審査基準

### (1) 選定委員会

審査は、「上田市本庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査する。

### (2) 審査方法

選定委員会では、企画提案書の内容について審査を行い、総合的に評価を行った上で、最も高い評価となった者を最優秀提案者とし、次に高い評価となった者を優秀提案者として選定する。ただし、応募者数が一者でも審査を行うものとし、応募者数に関係なく審査の結果、該当なし（提案部分で 42 点に満たない場合）となる場合もある。

### (3) 審査基準

企画提案書等の審査項目、配点は次表のとおり合計 100 点満点で評価し、審査項目の配点割合は、提案部分の評価 70 点、貸付料の評価 30 点とする。

なお、提案部分の評価において、4 名の委員による評価点の平均が 42 点に満たない場合は失格とする。

#### 審査項目及び評価内容

審査項目及び評価内容			配点
提案部分	飲料販売機	飲料販売機で取り扱う商品の種類と販売価格	20 点
	軽食販売機	軽食販売機又はそれに準ずる軽食販売提案で取り扱う商品の種類と販売価格	25 点
	キャッシュレス機能	電子マネー、携帯電話アプリなどのキャッシュレス機能等	15 点
	管理体制	故障時の対応、補充・回収等の商品管理体制	10 点
貸付料	貸付料	A…本プロポーザルにおける最も高い提案額 B…提案者の提案額 B/A × 30 点	30 点
合 計			100 点

### (4) 審査結果の通知・公表

審査結果については令和 8 年 3 月 6 日（金）までに、企画提案書提出者へ通知する他、市ホームページにおいて公表する。公表については、最優秀提案者及び優秀提案者のみを公表し、評価点等は公表しないこととする。

### (5) その他

提出された企画提案書を審査した結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていない場合は、事業者の選定を行わないことがある。なお、審査の経過に関する問い合わせには応じない。

## 8 契約等

### (1) 契約締結前の詳細協議

最優秀提案者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について最優秀提案者が行った提案の範囲内で市と詳細協議する（詳細協議の費用は最優秀提案者の負担とする）。また、最優秀提案者は市との詳細協議が整い次第、本結果を反映した見積書を市に提出するものとする。

### (2) 契約締結

前項の協議が整い次第速やかに、設置事業者となった者は、市の指定する行政財産貸付申請書を提出し市と賃貸借契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、最優秀提案者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

なお、協議が整わない場合、市は次順位の者（優秀提案者）と協議の上契約を締結する場合がある。

### (3) 費用負担

自動販売機の設置（電気、配線等）、維持管理及び撤去に係る費用及び電気使用料は、設置事業者が負担することとし、電気使用料は、設置者が自ら設置した子メーター（計量法に基づく検査に合格した者）により計測した使用量等に基づき計算した額とする。

### (4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 9 スケジュール

事項	期間または期日等
実施要領の公告	令和8年1月23日（金）
参加申込書受付期間	令和8年1月23日（金）から2月6日（金）17時まで ※郵送提出の場合、締め切り日の消印有効
質問受付期間	令和8年1月23日（金）から1月30日（金）12時まで
質問回答	令和8年2月3日（火）17時までに市ホームページに掲載
参加資格審査結果通知	令和8年2月13日（金）17時までにメールで通知
企画提案書等提出期間	令和8年2月16日（月）から2月25日（水）17時まで ※郵送提出の場合、締め切り日の消印有効
結果通知	令和8年3月6日（金）までに通知

## 10 参加の辞退

参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに「13 担当部署」に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した辞退届（任意様式）を「13 担当部署」に持参又は郵送すること。

## 11 情報公開

提出された企画提案書等は、法人・個人の著作物であっても、「上田市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第8条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が

記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

※著作権法第42条の2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）により、市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められている。

※未公表の著作物（市と契約締結した事業者の企画提案書は除く）について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開となる。

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。
  - ①提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの
  - ②参考見積額が最低貸付料に満たない場合（物件ごとに定められた最低貸付料に満たないものがある場合）
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルは受託候補事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (7) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。情報公開については「11 情報公開」による。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (9) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合、あるいはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

## 13 担当部署（書類提出先）

上田市 総務部 行政管理課 庁舎管理係 担当：永井

電話：0268-71-7830（直通）

FAX：0268-25-4100

メール：gyokan@city.ueda.nagano.jp